

## 令和7年度大船渡市スマート農業機器導入支援事業費補助金交付要綱

### (目的)

第1条 農作業の効率化及び生産性の向上を目指す農業者を支援するため、先進技術を活用したスマート農業機器の導入等に要する経費に対し、予算の範囲内で、大船渡市補助金等交付規則（平成13年大船渡市規則第56号。以下「規則」という。）及びこの要綱により補助金を交付する。

### (定義)

第2条 この要綱において、各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 地域計画 農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。）第19条第1項に規定する地域計画をいう。
- (2) 農業用ドローン 農作業の効率化を図る機能を有する無人マルチローター（無人マルチローターによる農薬の空中散布ガイドライン（令和5年3月30日付け4消安第7181号消費・安全局長通知）第1に規定する無人マルチローターをいう。）をいう。
- (3) 遠隔操作等草刈機 草刈りを遠隔操作又は自動的に行う機械であって、農地に用いるものをいう。

### (補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、次に掲げる事項のいずれにも該当するものとする。

- (1) 市内に住所を有する個人又は市内に事業所を有する法人
- (2) 地域計画に位置付けられている者若しくは位置付けられることが確実であると市長が認めた者又は認定農業者
- (3) 当該年度以降も継続して農業を行う意思がある者
- (4) 市税の滞納がない者

### (補助対象機器)

第4条 補助金の交付の対象となる機器（以下「補助対象機器」という。）は、先進技術を活用したスマート農業機器のうち、次に掲げるものとする。

- (1) 農業用ドローン
- (2) 遠隔操作等草刈機

### (補助対象経費及び補助金の額)

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及びこれに対する補助金の額は、別表第1のとおりとする。ただし、算出された補助金の額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

### (補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、大船

渡市スマート農業機器導入支援事業費補助金交付申請書（様式第1号）に、必要書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 補助対象機器の取得に係る補助金の交付は、同一年度において同一の補助対象者につき1回とし、補助対象機器1台までとする。

（補助金の交付決定）

第7条 市長は、補助金の交付申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否について、大船渡市スマート農業機器導入支援事業費補助金交付決定（変更）通知書（様式第5号）又は大船渡市スマート農業機器導入支援事業費補助金不交付決定通知書（様式第6号）により申請者に通知するものとする。

（補助事業に要する経費の配分及び内容の変更）

第8条 規則第6条第1項第1号及び第2号に規定する軽微な変更は、次に掲げる変更以外の変更とする。

(1) 補助金交付額の変更を伴う補助対象経費の変更

(2) 補助事業内容の著しい変更

（申請の取下期日）

第9条 規則第8条第1項に規定する申請の取下期日は、申請者が補助金の交付決定の通知を受領した日から起算して15日以内とする。

（補助金の請求）

第10条 申請者は、第7条の規定により決定された補助金の交付を受けようとするときに、大船渡市スマート農業機器導入支援事業費補助金交付請求書（様式第7号）に、大船渡市スマート農業機器導入支援事業完了報告書（様式第8号）を添えて市長に提出しなければならない。

（処分の制限）

第11条 補助事業により取得した機器は、耐用年数が経過する前に譲渡、交換、取壊し又は廃棄をしてはならない。ただし、市長が認めた場合は、この限りではない。

（提出書類及び提出期日）

第12条 規則により定める書類及びこれに添付する書類並びに提出期日は、別表第2のとおりとする。

（補則）

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年6月12日から施行する。

別表第1（第5条関係）

補助対象経費	補助金の額
農業用ドローン（機器本体及び運用に必要な付属品（リモコン、バッテリー等）又は遠隔操作等草刈機の購入経費。ただし、いずれか1台を限度とする。	当該補助対象経費の2分の1に相当する額以内の額。ただし、50万円を限度とする。
農業用ドローンのオペレーター講習の受講経費。ただし、1人を限度とする。	当該補助対象経費の2分の1に相当する額以内の額。ただし、10万円を限度とする。

別表2（第12条関係）

条項	提出書類及び添付書類	様式	提出部数	提出期日
規則第4条の規定による書類	大船渡市スマート農業機器導入支援事業費補助金交付申請書	第1号	1部	別に定める。
	1 事業計画書	第2号	1部	
	2 収支予算書	第3号	1部	
規則第10条の規定による書類	大船渡市スマート農業機器導入支援事業計画変更（中止・廃止）承認申請書	第4号	1部	別に定める。
	1 事業変更計画書	第2号	1部	
	2 収支変更予算書	第3号	1部	
規則第14条第1項の規定による書類	大船渡市スマート農業機器導入支援事業費補助金交付請求書	第7号	1部	別に定める。
	1 事業実績書	第2号	1部	
	2 収支精算書	第3号	1部	

様式第1号（第6条関係）

年 月 日

大船渡市長 様

申請者 住 所  
氏 名  
電話番号

大船渡市スマート農業機器導入支援事業費補助金交付申請書  
大船渡市スマート農業機器導入支援事業費補助金の交付を受けたいので、関係書類  
を添えて次のとおり申請します。

記

1 交付申請額 金 円

2 添付書類

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) その他市長が必要と認める書類

[誓約・同意事項]※全ての項目を確認し、□にチェック（✓）して下さい。

以下の全てについて、誓約・同意します。

- (1) 私は当該年度以降も継続して農業を行います。
- (2) 私の市税の納付状況を確認することに同意します。

様式第2号（第6条関係）

事業計画（実績）書（事業変更計画書）

1 事業の目的

2 事業実施主体の経営状況（令和 年度末）

事業実施主体名	作付面積（上段：農作物、下段：面積）			
		ha	ha	ha

3 導入するスマート農業用機器

機器名・型式等	数量	経費
		円

※見積書、カタログ等により、補助対象経費及び導入機器の詳細が分かるものを添付する。

4 講習内容

講習の名称	期間	場所	受講料
			円

※講習の名称、期間、場所、受講料等の講習内容の詳細が分かるものを添付する。

5 事業完了（予定）年月日 年 月 日

備考 事業変更計画書の場合は、変更内容を容易に比較できるように、変更前の内容を括弧書きで上段、変更後の内容を下段に記載すること。

様式第3号（第6条関係）

収支予算（精算）書（収支変更予算書）

1 収入の部 （単位：円）

区 分	予算額（精算額）	備 考
市 補 助 金		
そ の 他		
計		

2 支出の部 （単位：円）

区 分	予算額（精算額）	備 考
計		

3 添付書類

- (1) 収支予算書及び収支変更予算書の場合は、補助事業に係る積算根拠を明らかにした資料を添付すること。
- (2) 収支精算書の場合は、事業の完了を証する資料を添付すること。

備考 収支変更予算書の場合は、変更内容を容易に比較できるように、変更前の内容を括弧書きで上段、変更後の内容を下段に記載すること。

様式第4号（別表2関係）

年 月 日

大船渡市長 様

申請者 住 所  
氏 名  
電話番号

大船渡市スマート農業機器導入支援事業計画変更（中止・廃止）承認申請書  
年 月 日付け大船渡市指令第 号で補助金の交付決定の通知のあった大  
船渡市スマート農業機器導入支援事業費補助金について、次の理由により変更（中止・  
廃止）したいので、承認されたく申請します。

記

変更（中止・廃止）の理由

様式第5号（第7条関係）

大船渡市指令第 号  
年 月 日

様

大船渡市長 印

大船渡市スマート農業機器導入支援事業費補助金交付決定（変更）通知書  
年 月 日付で申請のあった標記補助金について、次のとおり交付することに決定（変更）したので、通知します。

記

- 1 交付決定額 金 円
- 2 条 件

- (1) 補助事業に要する経費の配分の変更をする場合には、市長の承認を受けること。
- (2) 補助事業の内容の変更をする場合には、市長の承認を受けること。
- (3) 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、市長の承認を受けること。
- (4) 補助事業が予定期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、市長に報告してその指示を受けること。

様式第6号（第7条関係）

大船渡市指令第 号

年 月 日

様

大船渡市長

印

大船渡市スマート農業機器導入支援事業費補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった標記補助金について、下記の理由により不交付とします。

記

不交付の理由

様式第7号（第10条関係）

年 月 日

大船渡市長 様

申請者 住 所  
氏 名 印  
電話番号

大船渡市スマート農業機器導入支援事業費補助金交付請求書  
年 月 日付け大船渡市指令第 号で補助金交付決定の通知のあった  
大船渡市スマート農業機器導入支援事業について、下記のとおり補助金を請求します。

記

1 請求金額 金 円

2 振込先

(フリガナ)			
口座名義人氏名			
金融機関名		支店等名	
口座番号	普通・当座・その他		

注) 振込先は、申請者名義の口座に限ります。

様式第8号（第10条関係）

年 月 日

大船渡市長 様

申請者 住 所  
氏 名 印  
電話番号

大船渡市スマート農業機器導入支援事業完了報告書

年 月 日付け大船渡市指令第 号で補助金交付決定の通知のあった  
大船渡市スマート農業機器導入支援事業について、年 月 日に完了した  
ので報告します。

添付書類

- 1 事業の実施状況を確認することができる書類又は写真
- 2 事業に要した経費に係る領収書等の写し
- 3 その他市長が必要と認める書類